

平成21年2月6日

各 位

会社名 旭硝子株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 石村和彦  
(コード番号 5201 東証第1部)  
問合せ先 広報・IR室長 上田敏裕  
(TEL .03 - 3218 - 5408)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月6日開催の取締役会において、平成21年3月27日開催予定の第84回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

(1)平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)が施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一齐に移行した(いわゆる株券電子化)ことに伴い、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除(現行定款第6条)又は変更(現行定款第8条、第9条及び第12条)するとともに、経過措置として附則を新設するものです。

なお、現行定款第6条(株券の発行)については、決済合理化法上、同法の施行日に当該定めを廃止したものとみなされております。

(2)平成20年12月26日に第5回無担保転換社債の償還が完了し、当社が発行した全ての転換社債が償還されたことに伴い、現行定款第42条(転換社債に関する事項)を削除するものです。

(3)上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年3月27日
定款変更の効力発生日	平成21年3月27日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>第6条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p>第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p>
<p>第9条（単元未満株式売渡請求） 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>第8条（単元未満株式売渡請求） 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>第10条～第11条（条文省略）</p>	<p>第9条～第10条（現行どおり）</p>
<p>第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>株券喪失登録簿、新株予約権原簿の作成及び備え置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p>	<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿及び<u>新株予約権原簿の作成及び備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p>
<p>第13条～第41条（条文省略）</p>	<p>第12条～第40条（現行どおり）</p>
<p>第42条（<u>転換社債に関する事項</u>） <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当金又は中間配当金の計算に当たっては、転換の請求が、毎年1月1日から6月30</u></p>	<p>(削除)</p>

日までになされたときは1月1日に、毎年7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなす。

第43条

(条文省略)

(新設)

第41条

(現行どおり)

附 則

当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。

本附則は、平成22年1月5日まで有効なものとし、平成22年1月6日をもって削除する。